

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人さぬき市野間池土地改良区から清算人の就任について次のとおり届出があった。

平成30年10月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

種 類	氏 名	住 所	就任年月日
清算人	鹿谷 明弘	さぬき市寒川町神前2902番地2	平成30年9月25日
〃	梶原 裕信	〃 鴨部634番地	〃
〃	小田 文雄	〃 〃 106番地1	〃
〃	三宅 正夫	〃 〃 466番地	〃
〃	小池 昌照	〃 〃 961番地	〃
〃	細川 五百里	〃 〃 1097番地3	〃
〃	井上 英幸	〃 〃 2674番地	〃
〃	國方 博行	〃 〃 3392番地3	〃
〃	蓮井 重治	〃 寒川町神前3439番地	〃
〃	多田 俊彦	〃 〃 〃 3227番地1	〃
〃	六車 章文	〃 〃 〃 2708番地	〃
〃	寒川 廣詞	〃 造田乙井127番地4	〃